資料２

公文書館の設置等に係る条例の制定について

１　趣旨

「（仮称）仙台市公文書館」の設置、歴史的公文書等の公文書館への移管、保存、利用等について定めることにより、歴史的公文書等の管理体制を確立するため、条例を制定するもの。

２　骨子案

(1)	総則	条例の目的、定義等
(2)	歴史的公文書等	移管された歴史的公文書等の保存、目録作成、利用請求、利用決定等に対する審査請求
(3)	審議会	歴史的公文書等の利用決定等に係る審査請求等
(4)	公文書館	公文書館の設置、所管事項等
(5)	雑則	歴史的公文書等の管理報告、研修、施行細則の委任等

３　要綱

(1)定義

・「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保管しているものをいう。

・「歴史的公文書」とは、公文書のうち歴史資料として重要なものとして市長が引き続き保存する措置をとったもの及び市長以外の実施機関が市長に移管したものをいう。

・「歴史的公文書等」とは、「歴史的公文書」及び「本市以外の法人その他の団体又は個人から公文書館へ寄贈された文書」をいう。

・「実施機関」とは、市長、議会の議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

・「歴史的公文書選別基準」とは、歴史資料として重要であると認められる公文書を選別するための基準であって、市長が定めるものをいう。

(2)歴史的公文書等

歴史的公文書を適切に保存し、市民共有の知的資源として後世に伝えていくとともに、利用請求制度を通じて市民等の利用に供することを規定する。

・歴史的公文書等は、歴史資料として重要でなくなったと認められる場合を除き、永久に保存する。

・歴史的公文書等の分類、名称その他の事項を記載した目録を作成し、公表する。

・何人も、条例の定めるところにより、歴史的公文書等の利用請求をすることができる。

・利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該請求に応じるものとする。

仙台市情報公開条例第７条各号（第５号を除く。）に掲げる非開示情報が記録されている場合

歴史的公文書等の原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は修復作業のために当該原本を現に使用している場合

・上記規定にかかわらず、記録されている個人情報に係る本人から自らの個人情報が記録されている歴史的公文書等について利用請求があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、本人に関する個人情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

・歴史的公文書等の利用決定等又は利用請求に係る不作為に対し、行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。また、諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、審査請求についての採決を行わなければならない。

(3)審議会（※）

歴史的公文書等に係る審査請求や歴史的公文書等の管理に関する事項について調査審議するための附属機関を設置する。

・歴史的公文書等の利用決定等又は利用請求に係る不作為についての審査請求時の諮問

・市長の諮問に応じ歴史的公文書等の管理に関する事項についての審議（歴史的公文書等の移管、歴史的公文書等の廃棄等）、市長への意見

(4)公文書館

歴史的公文書等を適切に保存し、及び市民等の利用に供するための公文書館を設置する。

・設置根拠を公文書館法（昭和62年法律第115号）第５条第１項に置く。

・設置場所、所管事項等

(5)雑則

・歴史的公文書の管理状況について市長に報告、公表

・文書管理の適切かつ効率的な執行のため、所属職員に対し必要な知識及び技能を習得、向上させるための研修を行う。

・条例の運用に関する実施細目について、施行細則を定めることとし、それを委任する。